

浜松市農業次世代人材投資事業 評価会設置要領

(設置)

第1条 浜松市は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和元年5月8日付け元経第2号農林水産事務次官依命通知(以下「実施要綱」という。))別記1第7の2(5)ア及び浜松市農業次世代人材投資資金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、浜松市農業次世代人材投資資金交付対象者の中間評価を実施するため、「浜松市農業次世代人材投資事業評価会」(以下「評価会」という。)を設置する。

(委員長)

第2条 評価会に委員長を置く。

- 2 委員長は浜松市農業振興課長をもって充てる。
- 3 委員長は、評価会を招集し、これを代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員)

第3条 評価会の委員は、前条に定める委員長が、実施要綱別記1第7の2(5)の規定により整備したサポートチームの構成員、静岡県西部農林事務所、関係農業協同組合、浜松市認定農業者協議会役員等の関係者より選任する。

(招集)

第4条 評価会は、委員長が招集する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名により所属団体の職員を代理出席させることができる。
- 3 評価会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項)

第5条 評価会は、次に掲げる事項について協議する。

- 1 交付対象者の評価区分の決定に関すること
- 2 重点指導対象とした交付対象者に対するサポートチームの指導方針の決定に関すること

(評価)

第6条 評価会は別に定める中間評価実施要綱に基づき、農業次世代人材投資資金交付対象者の評価区分を決定する。

- 2 評価会は、重点指導対象とした交付対象者に対する指導方針を策定し、1年後に再評価を行う。

(庶務)

第7条 評価会の庶務は、浜松市農業振興課において処理するものとする。

附則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。